

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

その他の支援制度

□□□ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 □□□

訪問介護等サービス事業者が行う人材確保やカスタマーハラスメント対策、経営改善に向けた取組を支援します。

● 対象者

介護保険法に基づく訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を行う事業者

※一部カスタマーハラスメントにかかる支援については、(介護予防)訪問看護も含む。

● 支援内容

- (1) 人材確保体制構築支援事業:人材確保やカスタマーハラスメント対策に向けて行う、研修体系構築や同行訪問支援に必要な経費の一部を補助します。

【補助対象経費】

- ① 研修体制の構築に要する経費（研修受講料、専門家への相談料等）
- ② 未経験者等への同行訪問支援に要する費用
- ③ カスタマーハラスメント対策としての同行訪問支援に要する経費

【補助率】

定額

- (2) 経営改善支援事業:地域における持続的な経営に向けて行う、社労士等の専門家への相談に必要な経費の一部を補助します。

【補助対象経費】

- ① 専門家への相談に要する経費

【補助率】

定額

● ご利用方法

準備が整い次第、宮崎県長寿介護課ホームページ等でご案内する予定です。

問合せ先

宮崎県 福祉保健部長寿介護課

居宅介護担当（TEL：0985-26-7058）